

運輸安全マネジメントの取り組み

平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

■ 輸送の安全に関する基本方針

当社は「責任と誠意で築こう信頼輸送」を経営理念とし、経営者自らが輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識するとともに、輸送の安全確保を促進し、現場における安全対策の実施状況及び検証結果を踏まえ、社員に対し、輸送の安全確保の重要性を強く徹底する。
そのための、輸送の安全に関するPDCAを確実に実施し、絶えず輸送の安全の向上に努める。

■ 輸送の安全に関する目標

- ・ 重大災害 0件（前期実績0件）
- ・ 有責事故 5件以下（前期実績4件）
- ・ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件（前期実績0件）
- ・ グループ安全管理の徹底
- ・ ヒューマンエラー撲滅
- ・ 健康管理の強化

■ 輸送の安全に関する目標の達成状況（平成 29 年度）

目標 重大災害 0件以下

達成状況

重大災害 0件

目標 有責事故 5件以下

達成状況

有責事故 4件

目標 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

達成状況

規定する事故 0件

目標 安全ルールの総点検

達成状況

計画通り実施

目標 ヒューマンエラーの撲滅

達成状況

計画通り実施

目標 健康管理の強化

達成状況

計画通り実施

■ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び事故類型別の件数）

規定する事故は下記の表の通りである。

自動車事故報告規則第2条に規定する事故		件数
一	自動車転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したものの	0件
二	十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
三	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの	0件
四	十人以上の負傷者を生じたもの	0件
五	自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0件
イ	消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物	
ロ	火薬類取締法(昭和三十五年法律第四十九号)第二条第一項に規定する火薬類	
ハ	高压ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)第二条に規定する高压ガス	
ニ	原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物	
ホ	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によって汚染された物	
ヘ	シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物	
ト	道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸省令第六十七号)第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物	0件
六	自動車に積載されたコンテナが落下したもの	
七	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0件
八	酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの	0件
九	イ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
ロ	脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生したとき	
十	救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があったもの	0件
十一	自動車の装置(道路運送車両法(昭和三十六年法律第八十五号)第四十一条各号に掲げる装置を言う。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの	0件
十二	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)	0件
十三	橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和三十九年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。)を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
十四	高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。又は自動車専用道路(道路法(昭和三十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
十五	前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和三十六年政令第二百五十号)第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るもの場合に於ては、当該指定都道府県等の長が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総件数		0件

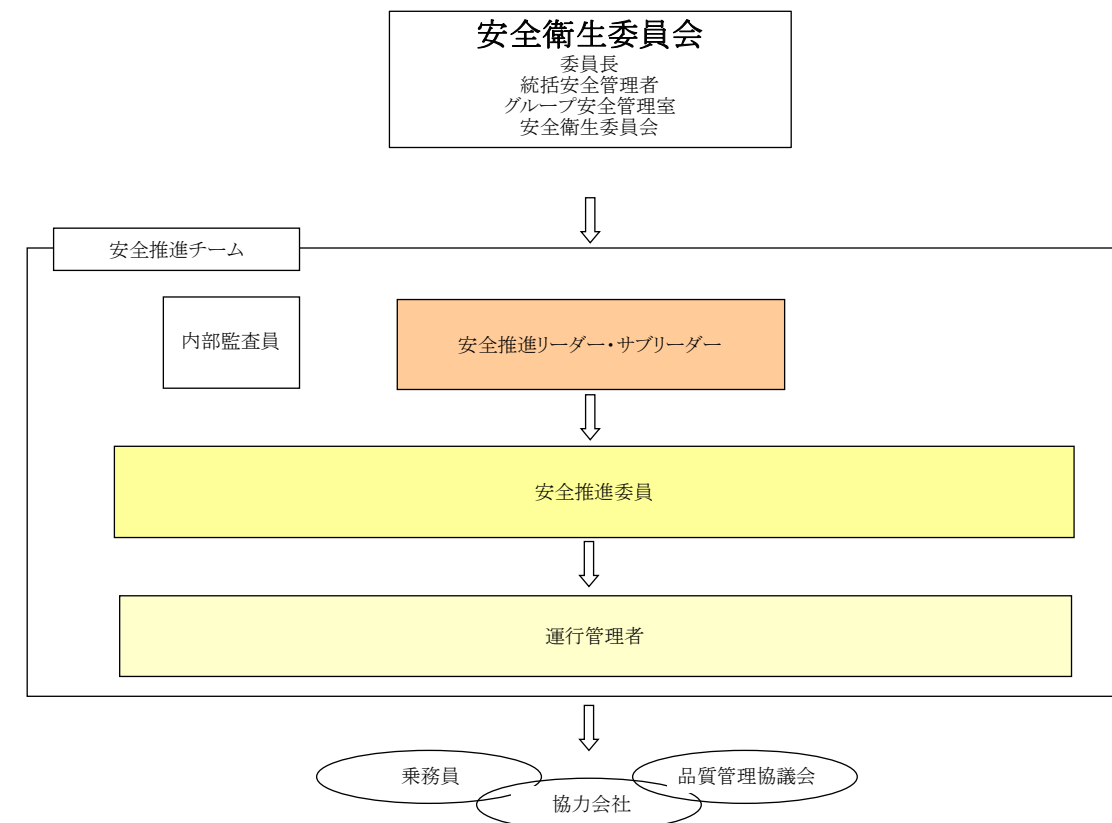
輸送の安全に関する計画

重点施策	安全計画実施事項	実施部署	時期	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月															
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
①グループ安全管理の徹底	交通安全運動	安全推進チーム	4回/年	▷			▷		▷			▷							
	安全パトロール(別紙)	安全推進チーム	1回/月																
	健康診断	総務部	5.6.1月			▷													▷
	運転適性診断	グループ安全管理室	2回/年	▷						▷									
	運転記録証明	グループ安全管理室	1月																▷
	無事故・無違反チャレンジ123	グループ安全管理室	7.8.9.10月																
	冬期安全対策	車両管理部	12.1.2月																
	デジタル無線保守	グループ安全管理室	通年																
	点呼機器・アルコール測定保守	グループ安全管理室	通年																
	安全衛生委員会	グループ安全管理室	1回/月																
	運行管理者会議(別紙)	運行管理者	1回/月																
	グループミーティング	運行管理者	1回/月																
	②自動車事故報告規則第2条に規定する事故0件	安全運転指導実施(グループミーティング時)(下記内容)	運行管理者	1回/月															
		事故惹起者教育(別紙)	運行管理者	都度															
	③ヒューマンエラー撲滅有責事故5件以下	新人乗務員教育(派遣乗務員含む)・添乗指導	運行管理者	都度															
		運行・整備管理者講習	運行・整備管理者	2年/回															
	④健康管理の強化	外部機関による講習	グループ安全管理室	9月															
		『Heartful Drive!』、『3・4・5運転』の協力会社への横展開(垂れ幕装着)	安全推進チーム グループ安全管理室	通年															
		労務管理293の徹底	運行管理者	通年															
		ドライバーからの要望事項のフォローの徹底	運行管理者	通年															
車両の美化(別紙)		運行管理者	通年																
リアルタイムドラレコの導入トライ及び検証		グループ安全管理室																	
客先ごとの過去トラ・事故情報のみえる化		グループ安全管理室																	
街頭啓蒙活動(交通安全月間中)		運行管理者	3回/年																
乗務指導員対象の外部講習		総務部	通年																
新人乗務員対象の外部講習		総務部	通年																
その他	エコタイヤ・尿素水等省エネ用品導入推進	車両管理部	通年																
	Gマーク更新・維持	グループ安全管理室																	
	小グループ表彰	総務部・グループ安全管理室	3月																
	無事故表彰	総務部・グループ安全管理室	1月																
	交通安全祈願(成田山)	グループ安全管理室	1月																

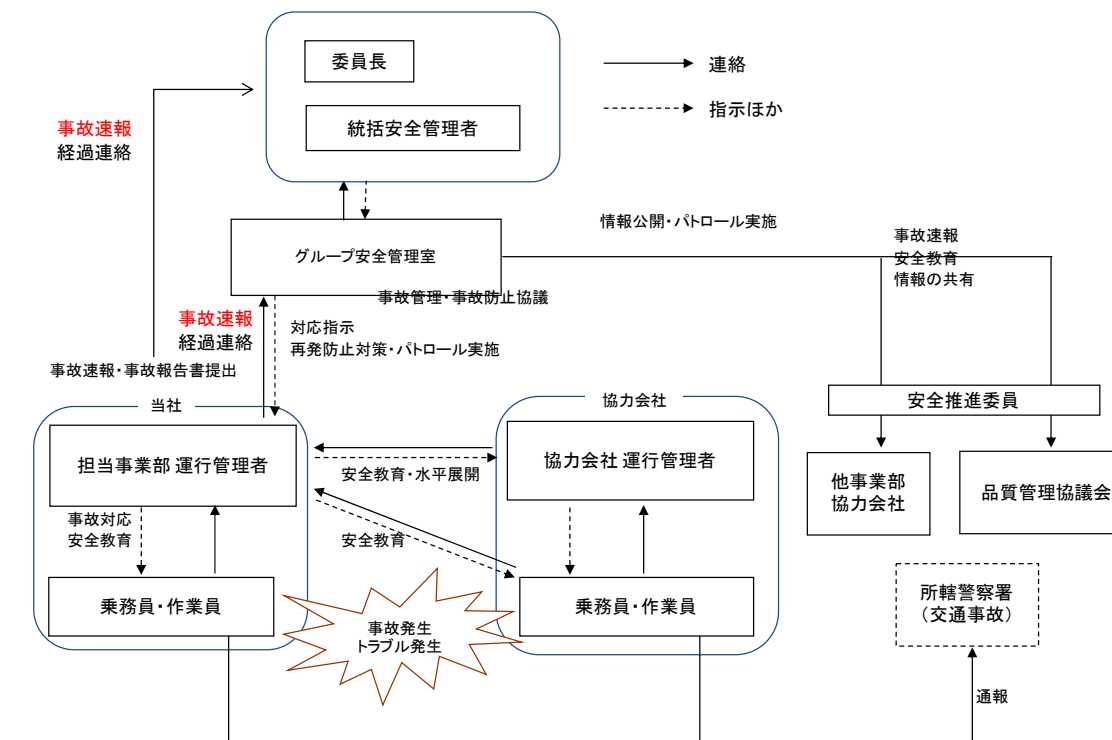
【安全運転指導内容】

- ①トラックを運転する場合の心構え ②トラックの安全運行のために遵守すべき基本的事項 ③トラックの構造上の特性 ④貨物の正しい積載方法
 ⑤過積載の危険性 ⑥適切な運行の経路とその道路交通の状況 ⑦危険の予測および回避 ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転
 ⑨交通事故の生理的・心理的要因と対処方法 ⑩健康管理の重要性

社内組織図



■ 事故・災害等に関する報告連絡体制



■ 内部監査

輸送の安全に関する計画の実施状況について、少なくとも1年に2回以上、内部監査を行う。
 重大な事故・災害が発生した場合等には、緊急に安全に関するチェックを行う。
 統括安全管理者は、上記の総点検の結果を踏まえ、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

■ 社内への周知方法

本社・各事業部・各営業所において、従業員の見える場所に掲示することにより周知する。

三岐通運株式会社 ○○○○事業部
 部長 ○○ ○○